



子育て



11月は児童虐待防止推進月間です

児童虐待とは親または養育者が子ども(18歳未満)に対し、身体的・精神的に危害を加えたり、適切な保護や養育を行わないことを言い、反復・継続して行われる特徴があります。虐待かなと感じた時は、ためらわずに連絡してください。あなたの一言が子どもたちを虐待から救うきっかけになります。虐待かどうか判断に迷った時も、まずは連絡(相談)してください。

※連絡は匿名で行うこともできます。連絡者や内容に関する秘密は守られます。

- 問** 子ども幸福課 東1階 TEL(23)8932
- 問** 県北児童相談所 TEL(36)1058
- 問** 児童相談所全国共通ダイヤル TEL189

健康・福祉



生きがいづくり講座作品展

- 日時：12月1日(土)・2日(日)午前9時〜午後3時
- 場所：那須与一伝承館多目的ホール(入場無料)
- 内容：『高齢者生きがいづくり講座』による作品展(陶芸・竹工芸・レザークラフト)

- 「高齢者生きがいづくり講座」とは：高齢者の経験と知識を生かし、その希望と能力に応じ社会的活動を行う場を提供し、高齢者の心身の健康と生きがいの増進を図ることを目的に左記の場所で講座を開講しています。
- 平成30年度実施講座
- ▼工房わかくさ・陶芸講座、竹工芸講座、レザークラフト講座
- ▼佐良土多目的交流センター・陶芸講座
- ▼黒羽希望の家・陶芸講座

- 問** 高齢者幸福課 東1階 TEL(23)8740

400ml献血にご協力ください

輸血を待つ人へ安定的に滞りなく血液を届けるために、毎日血液が必要とされています。

- 日時：11月8日(木)午前10時〜正午/午後1時〜4時
- 場所：市役所東別館脇(献血バス)

- 問** 福祉課 東1階 TEL(23)8707

体力づくり実技研修会

参加者募集

- 日時：12月11日(火)
- ①午前：午前10時〜正午
- ②午後：午後1時30分〜3時30分

- ※開場は各回開始時刻の30分前
- 場所：湯津上農村環境改善センター多目的ホール
- 内容：口コモ・フレイル予防トレーニング、簡身体力チェック

- 持ち物：動きやすい服装
- 定員：各回100名
- ※申込不要、費用無料

- 問** 健康政策課 東1階 TEL(23)8704

栃木のちの電話相談員募集説明会

社会福祉法人栃木のちの電話では、ボランティアの電話相談員養成講座を実施するための説明会を行います。

- 日時：11月30日(金)午前10時〜11時30分
- 場所：大田原西地区公民館 第1会議室

- 問** 栃木のちの電話事務局 (受付：平日午前9時〜午後5時) TEL028(622)7970

国保・年金



「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます。年末調整・確定申告まで大切に保管を！

国民年金保険料は、所得税・住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象です。控除の対象は、その年の1月〜12月までに納付した保険料の全額で、過去の年度分や追納された保険料も含まれません。ご自身の保険料だけでなく、

配偶者やご家族(お子さまなど)の負担すべき国民年金保険料を納付された場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。平成30年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。平成30年1月1日〜9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。(平成30年10月1日から12月31日までの間に、今年から初めて国民年金保険料を納められた方へは翌年の2月上旬に送られます。)

- 問** 大田原年金事務所 TEL(22)6311

税



平成30年分年末調整説明会
消費税の軽減税率制度説明会

期日	説明会	時間	会場	対象地域
11月12日 (月)	年末調整	13:00～15:00	那須野が原ハーモニーホール 小ホール	大田原市
	軽減税率制度	15:15～16:30		
11月13日 (火)	年末調整	13:00～15:00	那須町文化センター小ホール (那須町大字寺子乙 2567-10)	那須町
	軽減税率制度	15:15～16:30		
11月14日 (水)	年末調整	13:00～15:00	那須塩原市三島ホール (那須塩原市東三島 6-337)	那須塩原市
	軽減税率制度	15:15～16:30		

詳細は広報おたわら 10月号をご覧ください。

問 大田原税務署法人課税
第一部門
TEL (23) 3115 (代表)
※自動音声案内「2」を選択。

「税を考える週間」
くらしを支える税

国税庁では、毎年11月11日～17日までを「税を考える週間」と定め、期間中、大田原税務署では次の行事を予定しています。

●**内容**：中学生の「税についての作文」、「税に関する高校生の作文」の優秀作品のパネル展示。

●**場所**：大田原税務署、大田原県税事務所、大田原市役所、那須塩原市役所、那須町役場、金融機関ほか

問 大田原税務署
TEL (23) 3115 (代表)
※自動音声案内「2」を選択。

11月は個人事業税(2期分)の納付月です

●納付期限の11月30日(金)までに納付してください。

●コンビニエンスストア(税額30万円以下のもの)、クレジットカード(Yahoo! 公金支払い)、税額100万円未満のもの(決済手数料別途)、ペイジーによる納付ができます。

●口座振替を利用している方

は、振替日の前日までに口座の残高を確認してください。

問 大田原県税事務所課税課
TEL (23) 4172

くらし



屋外焼却は法令などで禁止されています

屋外焼却は一部の例外を除き法令などで禁止されており、これに違反した場合「5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこれらの併科」に処せられます。昨年は、屋外焼却(野焼き)が原因となった火災が発生しています。屋外焼却により発生した煙により健康被害や洗濯物などを汚すなどの被害をもたらしたり、臭いにより周辺の生活環境に支障をきたしたりするなど、焼却を行っている方が想像する以上に、周辺の方々は迷惑に感じていることもあります。農作業に伴う稲、麦などの焼却や焚火などの軽微なものとは罰則の対象にはなりません。

まで例外行為であり、原則は禁止であることを十分認識していただき、実施前に周辺の方に声をかける、風の強い日にとどめるなど、良好な生活環境の保全に配慮してください。廃棄物監視員が警察・消防の協力を得ながら日々、市内をパトロール(野外焼却や不法投棄の監視)しています。

「古紙 古着 ペットボトル」資源ごみ回収報償金
市では、市民の皆さまに資源ごみへの関心を高めていただき、ごみの減量、資源化を進めるために、資源ごみを回収する団体に報償金を交付しています。登録は随時受付しています。

問 生活環境課 A1階
TEL (23) 8706

●**対象**：市民で構成する団体
●**対象品目と報償金額**：▼新聞、雑誌、段ボールなど…4円/kg ▼古着…30円/kg ▼ペットボトル(専用ネット)…300円/袋
●**登録方法**：左記で書類を受

※毎年登録が必要です。
●平成29年度回収実績

団体数	古紙類	古着	ペットボトル
212団体	439237kg	2377kg	34756袋

問 生活環境課 A1階
TEL (23) 8706

相 続 無 料 相 談 受 付 中

相続手続 相続対策
預貯金・不動産等の名義書換 遺言・家族信託等

専門の司法書士がご相談を承ります
まずはお電話にてお問い合わせ下さい

千保司法書士事務所【法務局前】 栃木県大田原市本町1丁目2695-124
TEL:0287-22-4047
http://otawara-souzoku.com 大田原 相続 千保 検索 広告

予約受付ダイヤル 9:00~18:00

※市民サービス向上につなげるため、有料広告を掲載しています。